

# 社会福祉法人征峯会 指定共同生活援助

## (介護サービス包括型) 事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人征峯会が設置するグループホーム五所宮・はばたき・のぞみA棟・のぞみB棟・みらい・ASAHI 壱番館・ASAHI 弐番館・ひかり（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの介護サービス包括型共同生活援助事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。第5条第16項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、入浴、排泄又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行なうものとする。
- 2 共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者と密接に連携するものとする。
- 3 前3項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定共同生活援助事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| (1) 名 称 | 五所宮                  |
| 所在地     | 茨城県筑西市五所宮837-4、863-8 |
| (2) 名 称 | はばたき                 |
| 所在地     | 茨城県筑西市小埜862          |
| (3) 名 称 | のぞみA棟                |
| 所在地     | 茨城県筑西市小埜874-1、2      |
| (4) 名 称 | のぞみB棟                |
| 所在地     | 茨城県筑西市小埜874-1、2      |

- (5) 名 称     みらい  
所在地    茨城県筑西市小埜 2 7 6 - 2
- (6) 名 称     ASAHI 壺番館  
所在地    茨城県筑西市小埜 8 7 5 - 3
- (7) 名 称     ASAHI 弐番館  
所在地    茨城県筑西市小埜 8 7 5 - 3
- (8) 名 称     ひかり  
所在地    茨城県筑西市小埜 2 7 7

(従業者の職種、員数及び職務内容)

(1) 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者    1 名 (兼務)

管理者は従業者の管理、共同生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なうとともに、法及び基準等において規定されている共同生活援助の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるための必要な指揮命令を行なう。

(2) サービス管理責任者    3 名

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行ない、サービス内容と実施の手順に係る管理を行なう。

(3) 世話人    3 5 名 (兼務)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(4) 生活支援員    3 0 名 (兼務)

生活支援員は、利用者に対し入浴、排泄、食事等に関する介護を行なう。

(5) 看護師    4 名

看護師は、利用者の看護並びに利用者と従業者の健康管理を担当する。

(6) 事務職員    1 名 (兼務)

必要な事務を行なう。

(入居定員)

(2) 事業所の入居者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 五所宮            1 0 人  
(2) はばたき        6 人  
(3) のぞみ A        1 0 人  
(4) のぞみ B        1 0 人  
(5) みらい            1 0 人

- (6) ASAHI 壺番館 7人
- (7) ASAHI 弐番館 7人
- (8) ひかり 6人

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は利用者の障害の特性に配慮しつつ、指定共同生活援助の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、当該指定共同生活援助の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業所において、指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(指定共同生活援助の内容)

第8条 事業所で行なう共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事等の日常生活上の支援
  - (2) 食事、入浴、排泄等の介護
  - (3) 健康管理・金銭管理の援助
  - (4) 日常生活における相談援助
  - (5) 余暇活動の支援
  - (6) 緊急時の対応
  - (7) 日中活動に係る他の事業所等の関係機関との連絡調整
  - (8) その他日常生活に必要な介護、支援等
- 2 事業所は、一時的に体験的な共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、定員の範囲内で前項に掲げるサービスを提供することができるものとする。

(介護等)

第9条 介護等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行なうものとする。

- 2 事業所は、利用者の負担により、事業所の従事者以外の者による介護等の支援をうけさせてはならないものとする。

(利用者から受領する費用の額)

第10条 事業所は、指定共同生活援助を提供した際には、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあつては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとし、支払いを受けたときは当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(事業所が利用者に求めることのできる金銭の支払いの範囲及びその額)

第11条 事業所は指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける。

ア 五所宮

- (1) 家賃 月額 25,000円
- (2) 食事材料 日額 朝食300円 昼食650円 夕食650円
- (3) 光熱水費 月額 8,000円
- (4) 日用品等その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

イ はばたき・のぞみA・のぞみB・みらい・ASAHI 壱番館・ASAHI 貳番館

- (1) 家賃 月額 20,000円
- (2) 食材料費 日額 朝食300円 昼食650円 夕食650円
- (3) 高熱水費 月額 8,000円
- (4) 日用品等その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

ウ ひかり

- (1) 家賃 月額 22,000円
- (2) 食材料費 日額 朝食300円 昼食650円 夕食650円
- (3) 高熱水費 月額 8,000円
- (4) 日用品等その他の日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項に定めるもの以外の利用料については、バックアップ施設ピアしらとり運営規程第22条の規定に準じる。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対し事前に説明した上で支払いに同意を受けることとする。

4 前項に規定する額を徴収したときには、当該費用に係る証拠書類に基づき支給決定障害者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類並びに領収書を、当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第12条 事業所は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除したがくの合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。この場合において利用者負担額等合計額が負担上限日額（障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は当該障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知しなければならない。

(入居に当たっての留意事項)

第13条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度行き先、用件、帰省する予定日時等を面会・外出・帰省届（別紙様式1）により、世話人に届け出なければならない。

- 2 入居者に面会をしようとする者は、面会・外出・帰省届（別紙様式1）に所定事項を記載し世話人の許可を得なければならない。
- 3 けんか、口論、中傷、泥酔その他、他人に迷惑となるような行為をしてはならない。
- 4 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 5 火気の取り扱いに注意すること。
- 6 その他管理者が定めたことを遵守しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所の従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行なっているときに利用者に病状等の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行なうなどの必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業所は非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。
- 3 事業所は、利用者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

(虐待防止の為の措置)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置  
責任者はサービス管理責任者とする
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

(身体拘束の禁止)

第17条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、保護者の同意の下、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施

(苦情解決)

第18条 提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行なう報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って改善を行なうものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行なう報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令または当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行なう調査に

協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとする。

- 4 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規定により行なう調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(会計の区分)

第19条 事業所は、実施する共同生活援助の会計とその他の事業の会計を区分するとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 随時

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、指定共同生活援助を提供した日から5年間保存する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人征峯会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。